

愛媛県高等学校体育連盟競技会開催基準要項

趣旨

愛媛県高等学校体育連盟及び支部が、主催又は共催する県大会並びに地区大会は、生徒の教育的な運営を期するため、各種目の統轄団体及び地区の関係機関並びに団体と、緊密な連絡をとり実施する。

1 主催及び共催

- (1) 主催 愛媛県教育委員会、愛媛県高等学校体育連盟
- (2) 共催 当該競技団体、開催地教育委員会

2 開催地

参加者の負担にならないよう考慮して決定する。

3 参加資格

- (1) 当該年度の全国高等学校総合大会実施要項に準ずる。
- (2) 地区大会は、地区内の高校生に限る。

4 大会役員

大会会長	県高体連会長（地区高体連支部長）
名誉会長	当該教育委員会の教育長
大会副会長	県高体連副会長、当該競技専門部長、当該教育委員会の主管課長
顧問	当該関係機関及び関係団体の代表者、種目協会会長
参与	開催市町村の体育課長、当該競技団体の理事長
大会委員長	県高体連理事長（地区高体連常任理事）
大会副委員長	当該教育委員会の主管課主幹
審判長	県高体連専門委員長（地区専門委員）
副審判長	種目協会
大会総務	県高体連、団体、機関より適宜決定

5 参加料

県高等学校総合体育大会、県高等学校新人大会については、各競技エントリー人数分を徴収する。選抜大会は定められた金額を徴収してもよい。

6 運営費

専門部費の範囲内で行う。

7 表彰

各大会の表彰規定の定めるところによる。

8 その他

- (1) 大会は、休業日に開催することを原則とする。
- (2) 大会開催は、連盟会長の承認を受けなければならない。
- (3) 大会要項は、連盟会長の承認を受けなければならない。
- (4) 新人大会は、原則として2月末日までに終了しなければならない。
- (5) 要項発送は、事務局において内容確認の後、専門委員長が行う。
- (6) 大会参加資格は、種目別協会に登録した者に限る。
- (7) 選手の宿泊については、経費並びに保健衛生に万全を期すること。
- (8) 選抜大会の大会役員は上記大会役員に準じる。

愛媛県高等学校総合体育大会開催基準

1 総則

愛媛県高等学校総合体育大会の種目別大会（以下「大会」という。）を開催し運営するために、この開催基準を定める。

2 主催

大会の主催は、愛媛県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）とする。

3 共催

大会の共催は、次のとおりとする。

- (1) 愛媛県教育委員会
- (2) 公益財団法人愛媛県スポーツ協会加盟種目別競技団体（県種目別競技団体）

4 後援

大会の後援は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人愛媛県スポーツ協会
- (2) 開催地市町教育委員会
- (3) その他、本連盟各種目専門部の実情に応じ、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主管

- (1) 大会の主管は、本連盟各種目専門部とする。
- (2) 大会の主管に、県種目別競技団体を加えることができる。

6 大会開催

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会開催種目は、本連盟加盟専門部の種目とする。
- (3) 大会は、6月の第1土曜日・日曜日を中心に開催し、開催日数は3日を超えないことを原則とする。
- (4) 四国高等学校選手権大会がある種目は、同大会の予選を兼ねて開催する。
- (5) 全国高等学校総合体育大会がある種目は、同大会の予選を兼ねて開催する。
- (6) 競技方法は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (7) 次の種目は、上位大会の参加申込期限を参考に開催期日を決定する。
 - ア 水泳大会
 - イ 全国高校総体ラグビーフットボール大会愛媛県予選会
 - ウ 全国高校駅伝愛媛県予選会
- (8) 大会会場は、本連盟加盟校の施設及び愛媛県内の公・私営施設とする。

7 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒は除く。
- (2) 選手は、愛媛県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により大会の参加資格を得たものに限る。但し、本連盟に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は、平成〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。（注：2020年度は平成13年生まれ）ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（注：出場とは

登録やエントリーではなく、試合への出場をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。)

- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校後6ヶ月未満(水泳は1年未満)のものは参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる。)但し、一家転住などやむを得ない場合は、本連盟会長の認可があればこの限りではない。
- (7) 出場する選手はあらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
 - ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、校長が推薦した生徒について、別途に定める規定にしたがい大会参加を認める。
 - イ 上記(3)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は同一競技3回までとする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、校長の承認のもとに大会参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件
 - ア 愛媛県高等学校体育連盟の活動の目的を理解し、尊重すること。
 - イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあっては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては、部活動が教育の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 参加する当該競技の実施要項を遵守し、大会申し合わせ事項にしたがうとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

8 引率・監督

- (1) 引率責任者は、校長が認める当該校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に示された者)も可とする。
- (2) 監督・コーチ等は、校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。

9 大会役員

- (1) 名 誉 顧 問 愛媛県知事、愛媛県議会議長
- (2) 名 誉 会 長 愛媛県教育委員会教育長
- (3) 大 会 会 長 愛媛県高等学校体育連盟会長
- (4) 大 会 副 会 長 愛媛県教育委員会副教育長、スポーツ・文化部長、
愛媛県教育委員会管理部長、同指導部長、スポーツ・文化部スポーツ局長、
愛媛県教育委員会保健体育課長、同高校教育課長、スポーツ・文化部競技
スポーツ課長、愛媛県高等学校体育連盟副会長、同各種目専門部長
- (5) 顧 問 愛媛県議会文教警察委員長、松山市長、松山市教育長、松山市総合政策部
長、愛媛県スポーツ協会長、加盟種目協会・連盟会長、愛媛県中学校体育
連盟会長、愛媛県小学校体育連盟会長、元愛媛県高等学校体育連盟会長、
加盟学校長
- (6) 参 与 愛媛県教育委員会高校教育課主幹、松山市総合政策部スポーツ振興課

長、愛媛県スポーツ協会常務理事、加盟種目協会・連盟理事長、愛媛県中学校体育連盟理事長、愛媛県小学校体育連盟理事長、元愛媛県高等学校体育連盟理事長

- (7) 大会委員長 愛媛県高等学校体育連盟理事長
- (8) 大会副委員長 愛媛県教育委員会保健体育課主幹、スポーツ・文化部競技スポーツ課主幹

10 大会委員

- (1) 大会総務 愛媛県教育委員会保健体育課教育指導G担当係長、愛媛県高等学校体育連盟常任理事、同事務局長
- (2) 大会委員 愛媛県教育委員会保健体育課教育指導G指導主事、愛媛県高等学校体育連盟理事
- (3) 大会救護 愛媛県下学校養護教諭
- (4) 審判長 加盟種目専門部委員長
- (5) その他、必要に応じて委員を置くことができる。

11 大会参加申込

- (1) 大会に参加する学校は、所定の様式により定められた期限までに、大会実施要項により申し込むものとする。
- (2) 申込期限を過ぎた場合は、参加できない。

12 大会参加料

- (1) 大会に参加する生徒は、参加料を納入する。
- (2) 参加料の額は生徒一人あたり 500円とし、各種目エントリー数を徴収する。
- (3) 参加料は、本連盟一般会計の収入とする。

13 大会の式典

- (1) 大会の開会式は総合開会式とし、大会前日の金曜日の午後に実施する。
- (2) 開会式に関する詳細は、実施要項に記載する。
- (3) 大会の閉会式は、種目別閉会式とする。

14 大会実施要項

大会の実施要項は、愛媛県高等学校体育連盟事務局において作成し、年度当初に愛媛県高等学校体育連盟ホームページにおいて公開する。

15 大会開催及び変更の申請

- (1) 専門部が次のことを要望する場合は、実施要項案を添付した変更申請書を本連盟に提出する。
 - ア 大会開催日数を変更する場合
 - イ 大会実施要項（競技方法、参加資格、参加制限、その他）を変更する場合。
- (2) 変更の申請は大会開催前年度の10月末日までに行うこと。

16 附則

この開催基準の改訂は、理事会において審議し評議員会の承認を得る

愛媛県高等学校新人大会開催基準

1 総則

愛媛県高等学校新人大会の種目別大会（以下「大会」という。）を開催し運営するために、この開催基準を定める。

2 主催

大会の主催は、愛媛県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）とする。

3 共催

大会の共催は、次のとおりとする。

- (1) 愛媛県教育委員会
- (2) 公益財団法人愛媛県スポーツ協会加盟種目別競技団体（県種目別競技団体）

4 後援

大会の後援は、本連盟各種目専門部の実情に応じ、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主管

- (1) 大会の主管は、本連盟各種目専門部とする。
- (2) 大会の主管に、県種目別競技団体を加えることができる。

6 大会開催

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会開催種目は、本連盟加盟専門部の種目とする。
- (3) 大会開催期日は、各専門部において決定するが2月末日までに実施し、開催日数は3日（個人戦をあわせて実施する場合は全体で4日）を超えないことを原則とする。
- (4) 全国高等学校選抜大会がある種目は、同大会の予選を兼ねて開催する。
- (5) 競技方法は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (6) 大会会場は、本連盟加盟校の施設及び愛媛県内の公・私営施設とする。

7 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒は除く。
- (2) 選手は、愛媛県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により大会参加の資格を得たものに限る。但し、本連盟に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は、平成〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。ただし、出場は同一競技2回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。（注：2020年度は平成14年生まれ）
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校後6か月未満（水泳は1年未満）のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）ただし、一家転住などやむを得ない場合は、本連盟会長の認可があればその限りではない。
- (7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
 - ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、校長が推薦した生徒については、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
 - イ 上記(3)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は同一競技2回限りとする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、校長の承認のもとに大会参加を認められた生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1) 大会参加資格を認める条件

ア 愛媛県高等学校体育連盟の活動の目的を理解し、尊重すること。

イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。

ウ 各学校にあつては、部活動が教育の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア 参加する当該競技の実施要項を遵守し、大会申し合わせ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

8 引率・監督

(1) 引率責任者は、校長が認める当該校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。

(2) 監督・コーチ等は、校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

9 大会役員

愛媛県高等学校総合体育大会に準じて、各専門部において決定する。

10 大会委員

愛媛県高等学校総合体育大会に準じて、各専門部において決定する。

11 大会参加申込

(1) 大会に参加する学校は、所定の様式により定められた期限までに、大会実施要項により申し込むものとする。

(2) 申込期限を過ぎた場合は、参加できない。

12 大会参加料

(1) 大会に参加する生徒は、参加料を納入する。

(2) 参加料の額は生徒一人あたり500円とし、各種目エントリー数を徴収する。

(3) 参加料は、本連盟一般会計の収入とする。

13 大会の式典

各専門部において決定する。

14 大会実施要項

(1) 大会の実施要項は、各専門部において作成し、専門部長の承認を得て加盟校に送付する。

(2) 実施要項の送付は、本連盟事務局及び参加予定学校長あてに、大会開催日の20日前までに行うこと。

15 大会開催及び変更の申請

(1) 専門部が次のことを要望する場合は、実施要項案を添付した変更申請書を本連盟に提出する。

ア 大会開催日数を変更する場合

イ 大会実施要項（競技方法、参加資格、参加制限、その他）を変更する場合。

(2) 変更の申請は大会開催前年度の10月末日までに行うこと。

16 附則

この開催基準の改訂は、理事会において審議し評議員会の承認を得る

愛媛県高等学校各地区大会開催基準

1 総則

愛媛県高等学校総合体育大会並びに、愛媛県高等学校新人大会の種目別地区大会（以下「大会」という。）を開催し運営するために、この開催基準を定める。

2 主催

大会の主催は、愛媛県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）とする。

3 共催

大会の共催は、それぞれの上位大会のとおりとする。

4 後援

大会の後援は、それぞれの上位大会のとおりとする。

5 主管

- (1) 大会の主管は、本連盟各種目地区専門部とする。
- (2) 大会の主管に、県種目別競技団体を加えることができる。

6 大会開催

- (1) 大会は、それぞれの上位大会予選として開催することができる。
- (2) 大会開催種目は、本連盟加盟専門部の種目とする。
- (3) 大会の開催日数は、3日を超えないことを原則とする。
- (4) 競技方法は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (5) 大会会場は、本連盟加盟校の施設及び愛媛県内の公・私営施設とする。

7 大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒は除く。
- (2) 選手は、愛媛県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により大会参加の資格を得たものに限る。但し、本連盟に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
- (3) 年齢は、平成〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。ただし、出場は同一競技3回まで（新人大会は2回まで）とし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (4) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (5) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (6) 転校後6か月未満（水泳は1年未満）のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる。）ただし、一家転住などやむを得ない場合は、本連盟会長の認可があればその限りではない。
- (7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校の校長の承認を必要とする。
- (8) 参加資格の特例
 - ア 上記(1)(2)に定める生徒以外で、当該競技実施要項により大会参加資格を満たすと判断され、校長が推薦した生徒については、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
 - イ 上記(3)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は同一競技3回限り（新人大会は2回限り）とする。

【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、校長の承認のもとに大会参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加資格を認める条件
 - ア 愛媛県高等学校体育連盟の活動の目的を理解し、尊重すること。
 - イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつ

ては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。

ウ 各学校にあっては、部活動が教育の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない、運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア 参加する当該競技の実施要項を遵守し、大会申し合わせ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

8 引率・監督

- (1) 引率責任者は、校長が認める当該校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。
- (2) 監督・コーチ等は、校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

9 大会役員

大会の役員は、それぞれの上位大会のとおりとする。

10 大会委員

それぞれの上位大会に準じて、各専門部において決定する。

11 大会参加申込

- (1) 大会に参加する学校は、所定の様式により定められた期限までに、大会実施要項により申し込むものとする。
- (2) 申込期限を過ぎた場合は、参加できない。

12 大会の式典

各専門部において決定する。

13 大会実施要項

- (1) 大会の実施要項は、各地区専門部において作成し、各地区支部長の承認を得て加盟校に送付する。
- (2) 実施要項の送付は、本連盟各支部事務局及び参加予定学校長あてに、大会開催日の20日前までに行うこと。

14 大会開催及び変更の申請

- (1) 専門部が次のことを要望する場合は、実施要項案を添付した変更申請書を本連盟に提出する。
 - ア 大会開催日数を変更する場合
 - イ 大会実施要項（競技方法、参加資格、参加制限、その他）を変更する場合。
- (2) 変更の申請は大会開催前年度の10月末日までに行うこと。

15 附則

- (1) この開催基準の改訂は、理事会において審議し評議員会の承認を得る

愛媛県定時制通信制高等学校総合体育大会開催基準

1 総則

愛媛県定時制通信制高等学校総合体育大会の種目別大会（以下「大会」という。）を開催し運営するために、この開催基準を定める。

2 主催

大会の主催は、愛媛県高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）とする。

3 共催

大会の共催は、次のとおりとする。

- (1) 愛媛県教育委員会
- (2) 公益財団法人愛媛県スポーツ協会加盟種目別競技団体（県種目別競技団体）

4 後援

大会の後援は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人愛媛県スポーツ協会
- (2) 開催地市町教育委員会
- (3) 愛媛県定通教育振興会
- (4) その他、本連盟各種目専門部の実情に応じ、会長の承認を得て後援する機関・団体を置くことができる。

5 主管

- (1) 大会の主管は、本連盟各種目専門部とする。
- (2) 大会の主管に、県種目別競技団体を加えることができる。

6 大会開催

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会開催種目は、本連盟加盟専門部の種目とする。
- (3) 大会は、9月の第1日曜日に開催することを原則とする。
- (4) 競技方法は学校対抗戦とし、別に個人戦をあわせて実施することができる。
- (5) 大会会場は、本連盟加盟校の施設及び愛媛県内の公・私営施設とする。

7 大会参加資格

選手は、愛媛県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、平成〇〇年現在、愛媛県内の高等学校定時制・通信制課程に在学し引き続きその学校に在籍するもの。

8 引率・監督

- (1) 引率責任者は、校長が認める当該校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。
- (2) 監督・コーチ等は、校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。

9 大会役員

- (1) 名 誉 顧 問 愛媛県知事、愛媛県議会議長、愛媛県定時制通信制教育振興会長
- (2) 名 誉 会 長 愛媛県教育委員会教育長
- (3) 大 会 会 長 愛媛県高等学校体育連盟会長
- (4) 大 会 副 会 長 愛媛県教育委員会副教育長、スポーツ・文化部長、
愛媛県教育委員会管理部長、同指導部長、スポーツ・文化部スポーツ局長、

- 愛媛県教育委員会保健体育課長、同高校教育課長、スポーツ・文化部競技スポーツ課長、愛媛県高等学校体育連盟副会長、同各種目専門部長
- (5) 顧問 愛媛県議会文教警察委員長、松山市長、松山市教育長、松山市総合政策部長、愛媛県スポーツ協会長、加盟種目協会・連盟会長、愛媛県中学校体育連盟会長、愛媛県小学校体育連盟会長、元愛媛県高等学校体育連盟会長、加盟学校長
- (6) 参与 愛媛県教育委員会高校教育課主幹、松山市総合政策部スポーツ振興課長、愛媛県スポーツ協会事務局長、加盟種目協会・連盟理事長、愛媛県中学校体育連盟理事長、愛媛県小学校体育連盟理事長、元愛媛県高等学校体育連盟理事長
- (7) 大会委員長 愛媛県高等学校体育連盟理事長
- (8) 大会副委員長 愛媛県教育委員会保健体育課主幹、スポーツ・文化部競技スポーツ課主幹

10 大会委員

- (1) 大会総務 愛媛県教育委員会保健体育課教育指導G担当係長、愛媛県高等学校体育連盟常任理事、同事務局長
- (2) 大会委員 愛媛県教育委員会保健体育課教育指導G指導主事、愛媛県高等学校体育連盟理事
- (3) 大会救護 愛媛県下学校養護教諭
- (4) 審判長 加盟種目専門部委員長
- (5) その他、必要に応じて委員を置くことができる。

11 大会参加申込

- (1) 大会に参加する学校は、所定の様式により定められた期限までに、大会実施要項により申し込むものとする。
- (2) 申込期限を過ぎた場合は、参加できない。

12 大会の式典

- (1) 大会の開会式は総合開会式とし、大会当日の午前に実施する。
- (2) 開会式に関する詳細は、実施要項に記載する。
- (3) 大会の閉会式は、種目別閉会式とする。

13 大会実施要項

大会の実施要項は、愛媛県高等学校体育連盟事務局において作成し、年度当初に愛媛県高等学校体育連盟ホームページにおいて公開する。

14 大会開催及び変更の申請

- (1) 専門部が次のことを要望する場合は、実施要項案を添付した変更申請書を本連盟に提出する。
- ア 大会開催日数を変更する場合
- イ 大会実施要項（競技方法、参加資格、参加制限、その他）を変更する場合。
- (2) 変更の申請は大会開催前年度の10月末日までに行うこと。

15 附則

この開催基準の改訂は、理事会において審議し評議員会の承認を得る